

**食のリスクコミュニケーションフォーラム2017
第3回放射線被ばくのリスクを議論する（8月27日）**

**リスク・コミュニケーションの
パラダイムシフトが必要だ！**

関澤 純

NPO法人食品保健科学情報交流協議会 理事長

jsekizaw@tc.catv.ne.jp

**福島第一原子力発電所事故被災者
を主人公とする復興の在り方と
情報の調査研究より**

事故後6年半近く経過した今も 事故現場修復の見通しが見えない！

事故現場修復の見通しが見えず、的確な方針も示されず、被災者は将来の見通しを明確にできないでいる。

普通の生活と住居から切り離し、これまでの付き合いからの断絶、後戻りできない年月により被災者の将来の選択幅が狭められ、自主的な判断が必要な環境と条件は時を経るごとに複雑さと困難を増している。

被災者が将来に向かい前進でき、模索するために、自主決定の条件整備を支援できることはないだろうか？

**放射線のリスク・コミュニケーションのあり方について
福島県弁護士会長声明（2014.3.24）から**

**十分な情報と支援のもと、事故
被災者の自己決定権の尊重を提言**

- （1）リスク・コミュニケーションは帰還選択に向けた不安
解消でなく被災者の自己選択による生活再建が目的**
- （2）情報内容はさまざまな知見を偏りなく公平に伝える**
- （3）リスク・コミュニケーションは避難指示対象地域に
限らず県外避難者にも十分提供し情報格差を生じ
させない**

復興の道のりは必ずしも期待通りに進んでいると言えない

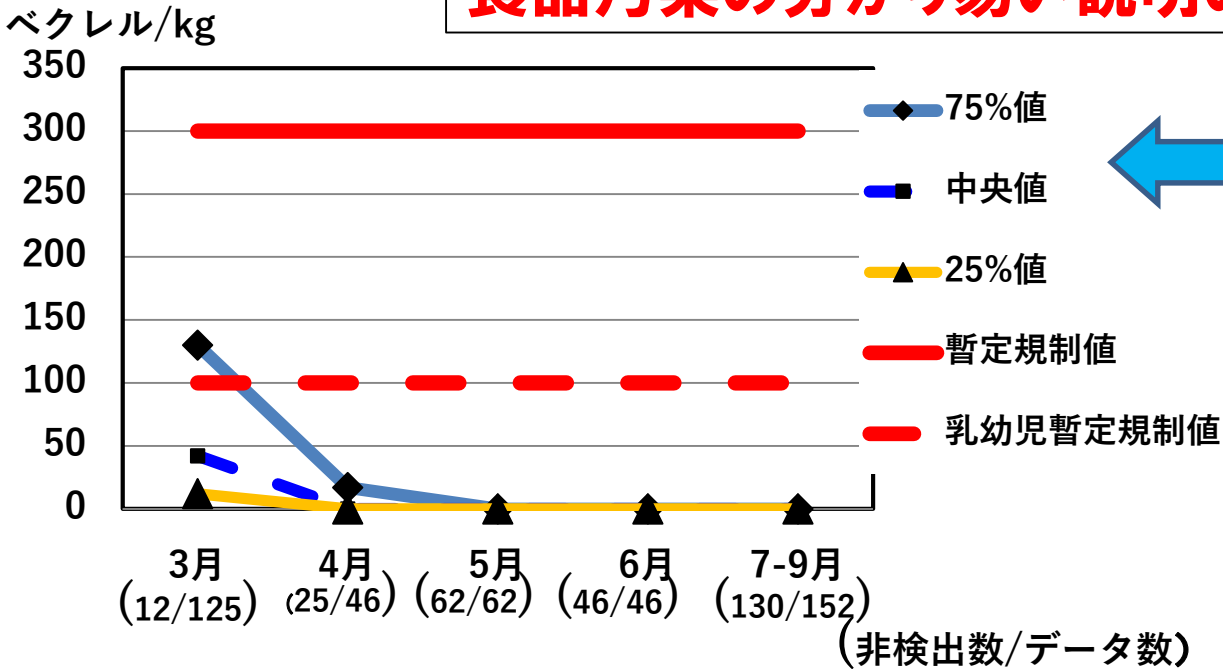
多くの被災者は**広域・長期避難生活に疲れ**, 放射性汚染との闘いでは**大量の放射性物質が事故現場に適切な処理不能のままで除染により生じた廃棄物の中間貯蔵を苦渋の受け入れ**

いくつかの市町村では**コミュニティーレベルで地道な取り組みが進んでいるが**, 他方で**故郷への帰還をあきらめる方が増加**

事故時避難対策不備のまま経済活性化に原発再稼働認可

復興ビジョン計画は10年の長期的展望を示したが, 現時点でどこまで進捗, あるいは滞っているか, その理由を検討し, 必要に応じ新たな方策を追加, 補強することも必要

食品汚染の分かり易い説明の補足: 関澤

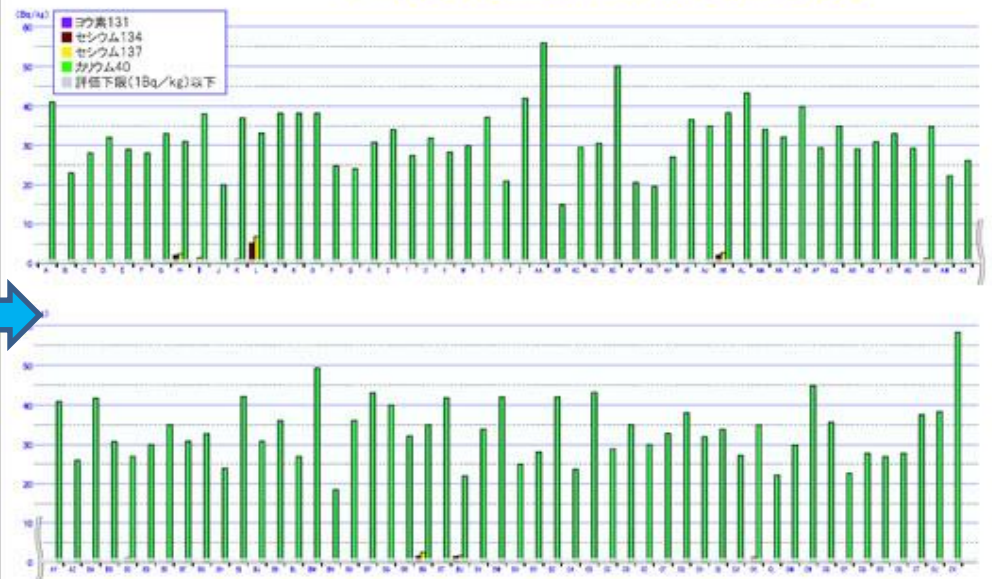


原乳中のヨウ素131 検査結果の月別推移

厚生労働省公表データを月別、食品、核種別に整理し、低い値から高い値に並べ替え、中央値、25%値、75%値の推移をグラフ化するとこうなる

コープふくしまは自分たちの食事中の放射性物質の合計量を調べた(2011年11月から2012年4月の陰膳調査結果) 緑バーは天然の放射性カリウム40。セシウムの検出ほぼなし。

陰膳方式放射能調査結果 (2012年4月12日更新)

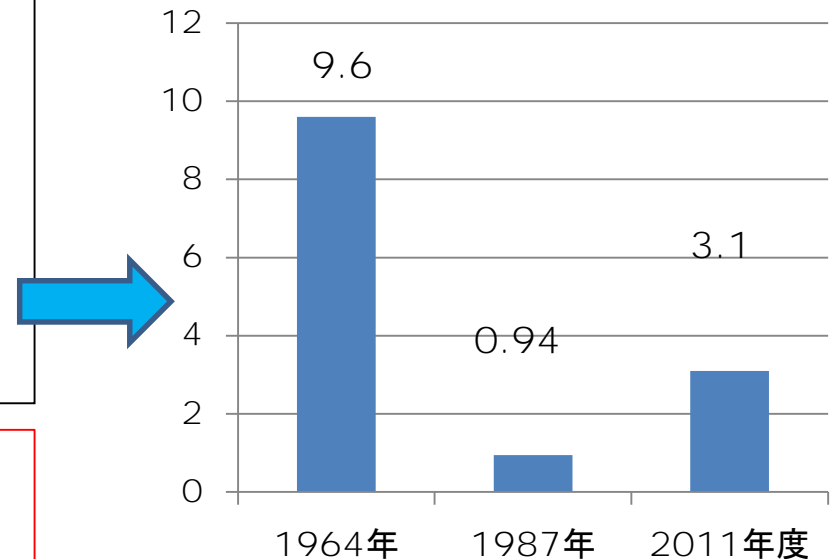


日本の研究者による核実験による汚染データ記録との比較

農業環境技術研究所は核実験由来の放射性物質汚染をほぼ50年間継続調査公表。核実験実施当時は、福島原発事故半年後の数倍高い濃度のセシウム137を白米に検出, ストロンチウム90も相当レベルで検出。放射性セシウムの作物移行・吸収は、土壌の性質により影響を受け、日本の土壌は粘土鉱物の性質でセシウム吸着力高く、作物のセシウムの吸収は大きく抑止される

50年前は核実験のため日本中で原発事故半後の南相馬市の3倍以上内部ばく露していた！
セシウム137の体内負荷量
単位：体重1kg当たりベクレル

食品の安全と事故現場の超高濃度汚染残存とは区別して考えるべき！



環境汚染の修復と事故現場の管理

除染事業と住民へのコミュニケーションの経過と 現状の課題をFAIRDOプロジェクトが提示

2011年8月除染に関する緊急実施基本方針が出され、放射性物質汚染対処特別措置法公布、除染関係と廃棄物関係ガイドライン公表は年末となり、復興と生活再建に関わる条件・見通しと除染の関係は、説明不十分なため実現困難な徹底的線量低減の数値目標が独り歩きし被災者の生活再建に関わる判断を混乱させている。

放射線低減対策特別緊急事業費補助金運用に柔軟性を欠き、各種制約のため自治体が希望する利用が困難。専門人員不足の中、自治体の計画と実施段階の貴重な経験と成果の共有も不十分で、除染事業の見直しが必要

発災前の災害対策の法的な枠組みはどうだった？

1961年災害対策基本法に防災基本計画作成・公表, 災害予防, 災害応急対策の規定あるも緊急時計画策定に地域住民関与, 予め計画を知り, 備える規定なく自然災害と大規模火災, 爆発が対象で、原子力施設関連の災害は対象でない

1999年原子力災害特別措置法で原子力事業者の災害予防責務で、毎年原子力事業者防災業務計画を検討し 修正時は事業所区域の市町村長、隣接区域を包括する都道府県知事と協議する義務, 所在また関係周辺都道府県知事は関係市町村長の意見を聞く努力規定あるも、計画策定や緊急時対応に地方当局は主体的に関わらず、地域住民に周知とはなっていない。そもそも原子力災害対策の対象に公衆の健康保護はなく、施設と周辺環境の保全のみが対象となっている。

「原子力災害防災指針」改訂で住民保護と生活回復の実効性を担保できたか？

原子力災害対策重点区域では「平時から住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保(略)屋内退避・避難等の方法や避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等」を挙げるが、重点区域範囲の目安は主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討、継続的に改善していく必要と**抽象的に記載**。

これまでの災害対策は種々の**制約と不十分な事故後救済**で、**地域住民が事前に知らされ備えれば軽減できたと思われる例**ばかりで、「**緊急時計画と住民の知る権利**」を明確にし「**同じ過ちは繰り返さない**」を現実化し、先への見通しと希望の礎にすべきではないか？

(1)当初より地域住民を含む**関係者の関与による事前の科学的なリスク分析による予測を基礎に**する

緊急時計画の策定と、地域住民の知る権利を確立—続き

- (2) 緊急時対応は予め十分に計画、必要な訓練を経て吟味した内容を柔軟性を持ち適用する
- (3) 事前の分析、緊急時対応、復興計画の立案と推進を最大限地域住民の参画を生かして推進する

原子力災害の影響は数十年に及び**広範な地域住民の健康と生活を根底から破たんさせる**。災害への明確な技術的・社会的な対応を持ち合わせない原子力利用エネルギー施設存続は許されず、社会が原子力発電なしで成立している中で事業者の利害を優先した再稼働は論外であろう。**危険極まりない事故施設と処分不能の多量の使用済み核燃料存在し、原子力災害特別措置法は根本的に目的と運用が切り替えられる必要がある。**

対象とした3町村の概観

原発との関係は違っていても苦難は共通

- (1) 大熊町は原発が立地し町民の約3分の1が原発関連の仕事に従事してきたが、事故後は町民大半の居住地域を帰還困難区域に指定され中間貯蔵施設設置を認めさせられた。
- (2) 浪江町は、原発関連の予算はなかったが事故による放射性汚染を強く被り広範な地域が帰還困難区域に指定された。
- (3) 川内村は、原発からそれほど離れていない農林業中心の山間の小さな村だが、風向の関係などで比較的汚染が低くて済み、除染によりほぼ1年で帰村が可能となった。ここでも元の生活の回復に頑張っていた若夫婦が自殺した。

3町村の人口

	震災前	*最近	*
大熊町	11505	10778	2015年9月30日
川内村	3038	2740	2016年10月4日
浪江町	21434	18546	2016年9月30日

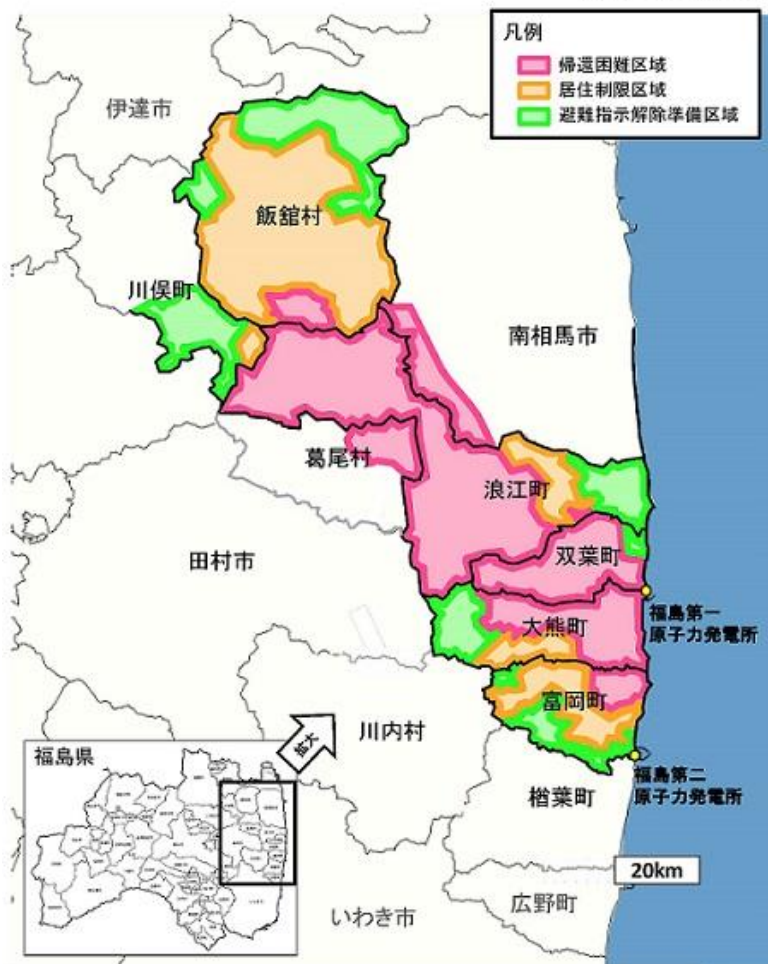
事故経過と事故当時の住民への情報と指示 (国会事故調, 2012)

2011年3月11日	14:46	東日本大震災発生
	19:03	原子力緊急事態宣言発出
	20:50	施設半径 2km 圏に避難指示
	21:23	施設半径 3km 圏に避難指示
3月12日	05:44	施設半径 10km 圏に避難指示
	15:36	1号機建屋で水素爆発
	18:25	施設半径 20km 圏に避難指示
3月14日	11:01	3号機建屋で水素爆発
3月15日	0:12	4号機建屋で水素爆発?
	11:00	施設半径 30km 圏屋内退避指示
3月25日		施設半径 30km 圏自主避難勧告
4月21日		大熊町, 富岡町, 双葉町全域と川内村, 浪江町他 3市町村の一部を警戒区域に指定 浪江町など4市町村の一部を計画的避難区域 川内村他4市町村の一部緊急時避難準備区域に 指定
2012年	4月	帰還困難区域, 居住制限区域の指定

3町村住民の避難状況

避難指示区域の概念図

平成28年7月12日時点



法令や制度はあっても具体的適用は考慮されず、事故後に146,000人以上が強制的に避難させられ、さらに4万人近い方が自主避難した(国会事故調, 2012)。

大熊町は廃炉作業のため比較的放射性汚染の低い地区を先行除染し作業員約3千人の居住区を設定。浪江町は全町民約21,000人余りが避難対象となり役場機能も1年半で4回も移動。

川内村は津波被害はなかったが富岡町民避難を受け入れ村人口の2倍以上の8千人が避難。直接指示はなかったが、TVで水素爆発報道を見て、郡山市のビッグパレットふくしまの了解を得て全村避難を開始した。

東日本大震災における原子力発電事故に伴う避難に関する実態調査（内閣府2015）より作成

情報の入手と内容について

原子力緊急事態宣言を聴取した	16.5%
事件の事情が不明だった	39.0%
避難先を知らされなかった	47.7%
避難に関し市町村の情報提供はなし	49.7%
ラジオ, TV が主な情報源だった	49.9%

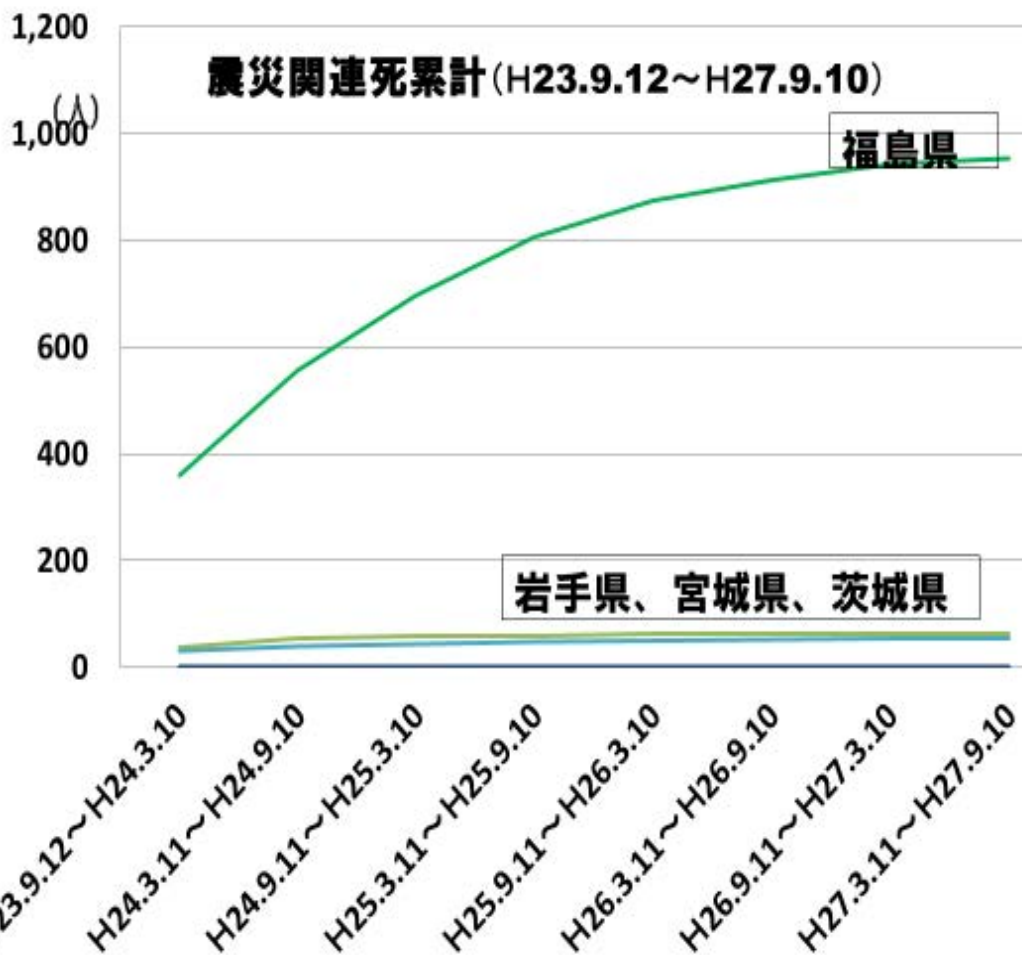
不安の要因は

飲食物と日用品の欠乏	57.7%
避難経路の交通渋滞	42.3%
携帯電話が不通だった	51.8%

家族と別離になった理由

避難時に別べつだった	29.8%
避難のための移動が困難だった	34.3%

震災関連死で福島はダントツ！ 原発事故で直接の死者はゼロ と言う国務大臣がいた！



震災以後増加「復興」の掛け声や予算措置があっても住み慣れた土地に戻れず、生業の見込みなく家族バラバラになり、生きる気力を失い、介護を受けられず障害を抱えたまま居住場所を転々と移された

大熊町の平成28年7月末現在死者126人(直接死11人, 間接死115人)行方不明1人、同町双葉病院入院患者の少なくとも44人が装備のない自衛隊バスの移動他で亡くなる。浪江町の死者182人(うち行方不明31人)の他、平成27年末までに避難生活による震災関連死は378人。

川内村では震災直接死はなかったが、3年半後の震災関連死は72人。

復興への取り組みと住民アンケート調査に見る被災の影響

大熊町の場合 全町民約11,500人余り町外避難、町民の96%が居住の地域が帰還困難区域に指定され除染計画なし。平成24年9月「大熊町第一次復興計画」策定。平成26年12月中間貯蔵施設建設を受入れ『いつまでにどのような状況になるか』不明、生活環境被ばく線量の明確な基準欠如、職場や子供の学校変更等で家族バラバラ生活を強いられ、改善策の一つとして町外コミュニティー形成を検討したが、復興公営住宅の建設が遅れ、雇用確保、賠償問題など多様な課題の対応が必要。県内避難先は浜通り(50%)、中通り(17%)、会津地方(12%)、県外は埼玉、茨城、東京と広範囲。**住民意向調査(平成27年8月郵送配布、回答者数2667、回収率50%)**「町への帰還意向(%)」は、戻りたい(11.4) 戻らない(63.5) 判断つかない(17.3)だが、「町とのつながりを保ちたいか」には、そう思う(80.8) 思わない(7.2) わからない(28.7)と答え、居住区域の大半が帰還困難区域に指定され「戻らない」と答えつつ、町のコミュニティーを大切にす町民がほとんど。「戻りたい」方が帰還まで待てる年数を、3年以内(22%)、5年以内(18%)、10年以内(22%)、帰れるまで(44%)と答え裏付けている。「戻らない」理由としては、原発の安全性、生活と家の状況、健康と医療環境が、50~58%を占めていた。

被災者のヒアリングをもとにビデオアーカイブ 共有財産とし今後の見通しを探る

住民の証言と、被災後の生活を映像を記録し、彼らの体験や思い、教訓を後世に伝承しようと考えた。避難者の思いと自己決定権を尊重する復興の在り方、帰還しない選択をした方の生活再建支援のあり方、被災者の人権擁護等について配慮しつつ映像と音声で記録し広く長く視聴できるように蓄積し、成果をデジタルアーカイブとして社会に発信し国や自治体等に提言することにした。

避難先または被災現地で、インタビュー形式で、映像と音声を同時に収録。具体的には、被災前の家族との生活、仕事、地域の活動、発災直後の避難行動、緊急時の避難施設で及び現在の生活、避難先の住民やコミュニティー、自治体とのかかわり、残してきた住宅、一時帰省、復興まちづくり計画等へのかかわりと自身の将来（生活や仕事、家族との関係、避難先の活動に関する意向や希望など）、自治体、国、東京電力への要望、及び社会で共有したいこと、将来世代に伝えたいことなどを聞く。

大熊町の場合

2016年5月にNPO法人大熊町ふるさと応援隊のメンバー、同町町会議員と、立ち入り制限されている被災地現場を訪問し事故当時と現況を聞いた。ゲートで名前を確認し線量モニターを渡される。フレコンバッグが並ぶ海側は帰還困難区域、山側は居住制限区域で原発作業向け住宅を建設する地域で先行除染。

元の水田は楊と雑草が茂り、原状回復は困難な状況。震災当時、海側は津波の怖れありと聞き、年寄と子供は在宅したが、原発が危ないらしく避難せよとの消防団の連絡を受け避難を開始した。当初避難した公民館は津波で一階が無くなり、間一髪で高齢者を救助した。

避難先を知らされず家族バラバラになり、会津地域は線量が低く受け入れてくれたが、浜通りのいわき市に避難した子供たちは「放射能がついている」といじめられた子供がいた。

全員が強制避難とされ、国は復興計画を立てないと除染を開始しないが、除染なしで帰る人はおらず、町づくり計画は遅れている。この状況でも町職員は熊本震災の支援も行っている。被災者は自らの家に戻るのが困難な中、川内村の農作業を支援している。

2014年10月26日撮影



帰還困難とされ田畑は雑草に覆われる



津波で1階部分を失った熊川地区民家



冷却水を供給継続する木戸ダムより第一原発遠景



第一原発入口

浪江町の場合

2016年3月につくば市に避難中の被災者3人に、事故当時と現況を聞いた。震災発生時に警察が防災服を着ているのはなぜだろうと訝ったが、まさか原発があんなことになるとは思ってもよらなかった。店から現金と濡れタオルだけ持って山間の集落に逃げたが、数千人でいっぱいになった。人が多いため支給品を遠慮したら二度とももらえなかった。二本松の新聞に「原発難民」という言葉を見て腰を抜かした。二本松も人でいっぱいになり車で長岡まで逃げたが「一生帰れない」と聞かされ、帰省をあきらめたが未だあきらめきれない。

つくばに避難後、一時帰宅したが家は悪臭でたまらなかった。東電関係者は情報を提供され避難バスが手配されたが、浪江町職員に情報が入らず何の通報もなかった。被災者の補助のために分厚い書類を提出させたが東電側弁護士の仕事は酷だった。被災直後のお金が必要な時に通帳なしでは銀行預金が使えず困った。仮設住宅や借り上げ住宅の住民と、個別避難民に対する自治体の支援に差があり過ぎる。被災地を死の町にするのではなく何年かかっても生き返らせてほしい。

川内村の場合

2016年9月に川内村商工会長を訪ね、事故当時と現況を聞いた。川内村の避難は決して早くなかった。3月14日に衛星電話がつながり、原子力保安院幹部は富岡町長に絶対安全を繰り返していたが、川内村に一次避難をしていた富岡町民はTVで爆発事故を知り川内村と富岡町の合同対策本部は16日に避難を開始した

国はSPEEDI情報を隠し、マスコミは50km圏内進入禁止と伝え 物流は30km圏で輸送停止となり、自衛隊ヘリも飛ばなくなり、見捨てられたと感じた。

川内村は奇跡的に線量が低く、1年足らずで帰村が開始されたが、「除染で避難指示を解除すれば住めるようになったので帰りなさい」と言うのは乱暴だ。

国は夢のようなinnovation coast構想を出しているが、暮らしを中心にしっかりした計画が必要だろう。村長は心の復興が大切と言い、森林が8割以上の過疎の中山間地域ではキノコや山菜採りが生きがいで、山の生活が取り戻せないとは戻って来ない帰村して頑張っていた若夫婦が自殺に追い込まれた。

まとめ

(1) 事故後5年を経過したが、**原発事故被災者の多くは元の家に戻れないでいる。事故現場の廃炉は40年先とされ、現在も事故現場の安全対策は不十分。**

(2) 福島県の被災者と言っても、**浜通り、中通り、会津地域では状況は大きく異なり、一括りで論じられない。浜通りの双葉郡内の大熊町、浪江町、川内村の間でも、生活環境と現状、今後の展望においても地域差大。同じ町・村の被災者の間でも、世代、家族構成、居住地域、職業などにより事情は大きく異なる。違いについて丁寧に配慮した具体的な対策が検討される必要がある。**

(3) 多くの被災者は「**帰還困難**」など指定された中でも、**コミュニティーの繋がり維持を重要に考えている。国による外部の大企業進出を中心に据えた経済最優先的発想の提案に対し、自らの暮らしを中心にしっかりと計画の必要性を訴えている。**

まとめー続き

(4) 双葉郡では若者を中心に未来会議で将来を考え、行動する動き（双葉郡未来会議, 2016）。抱える問題にはそれぞれ複雑な違いがある中でも相互に助け合い、不足する部分を補いあう気運がある。国が、原発事故への十分な安全対策を推進しないまま、原発再稼働を推進することに対し指示待ちでなく地元住民が主人公となり将来を築いてゆこうとしており、福島から真の意味での日本の再生と復興への転換を目指す重要な切掛けと期待される。

(5) 除染完了後に帰村しない避難者は補助から外され統計上は存在しないと扱われる。補助金をやるから言うことを聞けば、憲法の「居住と移動の自由」規定が守られていない

(6) 福島の被災者、当事者のためアーカイブデータベースを被災の記録としてだけでなく、帰還困難区域を中心に被災前の暮らしや文化の記録を支援し、一般社団法人協働プラットフォームの方でも福島アーカイブを公開する予定である。研究成果が被災者を主人公とする復興の前進に役立つとすれば幸いである。

『豊洲市場移転に関わる食の リスクコミュニケーション』

豊洲市場移転に関わる食の
安全と健康影響問題をベースに

東京都卸売市場の豊洲移転問題の背景

卸売市場の役割は

食品流通と安全を巡る状況の変化

-
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 公正な価格定と取引の明朗化 | (1) 国際的な食品安全規制の標準化 |
| (2) 価格と品質の安定供給 | (2) グローバル食品流通に流通業界の参入 |
| (3) 良好な食品衛生 | (3) 築地市場の老朽化と狭隘 |
-

東京都卸売市場再整備の検討経過

-
- 昭和61年1月：東京都首脳部会議で**築地現地で再整備を決定**
- 平成11年11月：築地市場再整備推進協議会の意見集約で
「**現在地で再整備は困難で移転による整備へと方向転換**」
- 平成15年5月：豊洲新市場基本構想で**東京ガス工場跡地を
移転先に選定** 小池都知事は当時の環境大臣
- 平成19年1月：豊洲新市場建設事業の**環境影響評価書案を
環境省に提出, 承認。**
-

有害物質埋立地の環境修復に関する 米国スーパーファンド法(1980) *1の概要

- (1) 汚染者負担の厳格, 連帯, 遡及責任原則の徹底と、連邦政府による修復決定理由記録の公表
 - (2) 連邦政府の主導による環境浄化推進と零細事業者支援
 - (3) 地域住民の知る権利法の制定と情報提供などの住民支援*2
-

*1 Superfund Amendment and Reauthorization Act: SARA

*2 連邦政府のAgency for Toxic Substances and Disease Registry (ATSDR) による市民と専門家向けのToxicological Profileによる情報提供や自治体レベルでのCitizens Advisory Groupの活動支援など. 次のスライド参照。

Toxicological Profile for Benzeneにおける市民と専門家向け情報の内容

1. Public Health Statement

1.1 What is this substance?

1.2 What happens to it when it enters the environment?

1.3 How might I be exposed to it?

1.4 How can it enter and leave my body?

1.5 How can it affect my health?

1.6 How can it affect children?

1.7 How can families reduce the risk of exposure?

1.8 Is there a medical test to determine whether I have been exposed to it?

1.9 What recommendations has the federal government made to protect human health?

1.10 Where can I get more information?

2. Relevance to Public Health

3. Health Effects

4. Chemical and Physical Information

5. Production, Import, Use, and Disposal

6. Potential for Human Exposure


7. Analytical Methods

8. Regulations and Advisories

9. References

10. Glossary

Appendices



人々の知りたい
ことがまず先に
簡潔に示されて
いる

土壤汚染対策法(平成14(2002)年公布。21年改正)の概要

- (1) 一定規模以上で水質汚濁防止法の有害物質(特定有害物質)の製造,使用,処理する施設の廃止に際し土地形質の変更による健康被害の恐れがある時に汚染状況を調査
 - (2) 都道府県知事が汚染状況の基準適合性を判断,健康被害の恐れ(地下水や土壌の直接摂取)があれば指定,公示,土地形質変更の制限や健康被害防止の指示措置を実施
 - (3) 汚染原因者に除去指示はされるが,資金能力に応じ支援あり
 - (4) 地域住民の知る権利や情報提供・活動支援の規定なし
-

豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家 会議報告書（2008）より：東京都対策前の状況は・・・

- (1) 予定地を10m区画に分割4,122地点の表層土壌、地下水試料を採取公定法で分析し表層土壌と地下水にベンゼンとシアン化合物、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム汚染を確認。
- (2) 表層土壌ベンゼンが最高で430mg/L、シアン化合物最高86mg/L検出
- (3) 地下水はベンゼンが最高100mg/L、シアン化合物が最高13mg/L検出
- (4) 表層土壌で処理基準超過地点割合はベンゼン0.8%、シアン化合物2.2%
- (5) 地下水環境基準超過地点割合はベンゼン13.6%、シアン化合物23.4%
- (6) 地下水汚染の割合が多いが、全域に高濃度汚染が広がっていないと確認

地下水の水質汚濁に係る環境基準（70年間2Lの地下水を飲用しても安全とされる値）

全シアン	検出されないこと
総水銀	0.0005mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下

土壌の汚染に係る環境基準（地下水の基準が目安）

全シアン	検出されないこと
総水銀	検液につき0.0005mg/L以下
ヒ素	検液につき0.01mg/L以下
ベンゼン	検液につき0.01mg/L以下

検液とは土壌（g）の10倍量（mL）の水で溶出させた時の濃度

環境基準とはどのようなものでしょうか？

生涯にわたり人の健康に係る被害が未然に防止されるように十分に安全を見込み設定する行政上の政策目標（環境省）
基準と呼ばれるが規制値ではなく、むしろ指標といえる

ベンゼンの大気環境基準は $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ だが

豊洲敷地と築地周辺の空気（大気）中のベンゼン濃度は

2016年4～5月の空気中ベンゼン平均値は、青果棟(5街区)
 $0.0019\text{mg}/\text{m}^3$ 、水産仲卸売場棟(6街区)が $0.0012\text{mg}/\text{m}^3$ 、
水産卸売場棟(7街区) $.0005\text{mg}/\text{m}^3$

都環境局平成27年度（2015年4月～2016年4月）の晴海（築地市場周辺）の大気汚染物質モニタリング平均値 $0.0012\text{mg}/\text{m}^3$ 。
区部平均値は $0.0011\text{mg}/\text{m}^3$ 最高 $0.0033\text{mg}/\text{m}^3$ で、1995年当時の都市部沿道の平均値は、環境基準の約5倍の $0.0148\text{mg}/\text{m}^3$

突然の移転延期をめぐる動き

東京オリンピック用に築地市場跡地周辺工事要請からタイトスケジュールで予定された11月初め移転のわずか2ヶ月前に小池知事は「念のために最終的な地下水調査結果を見て」の理由で急遽移転延期を発表。新たに見つかった環境基準超過データと土壤汚染対策専門家会議の提言の盛土に代え地下ピット設置が判明。

有害物質を埋立てた東京ガス工場跡地を移転先に選択した大きな汚点があるが、科学的データに基づけば工事の一部変更で食の安全が脅かされる懸念はなく、専門家会議の提言を受け都と関係者による汚染対策推進の結果が現状で地下ピット設置理由と経過の適切な説明と謝罪を優先することで足りた権限を持つ政治家は基礎的な事柄を学び、理解できない内容は関係者や職員・専門家の意見を聞き尊重すべきであろう。人々の耳目を集めたい小池知事は、真面目に汚染対策を進め、食の安全と衛生確保に努力を重ねて来た現場の都職員を信頼せず、懲罰的態度で臨むことで職員や関係者を抑圧。

コンプライアンスの暴走：郷原総合コンプライアンス 法律事務所代表郷原信郎弁護士

官公庁や企業の安全性に関わるコンプライアンスは「客観的な安全性」、消費者・利用者の「安心」、事業者や業務に係る情報開示・説明責任の3要素がある。「客観的な安全性」の重要性は言うまでもないが、与えたイメージから安全への信頼が損なわれる場合があり、情報開示が十分でないと隠蔽・改ざんと言った批判が出てくると指摘する。豊洲問題では、安全性は法令上クリアがされている状況にあり、これについて正確な説明を丁寧に行うべきだが、知事は過去に情報開示が不十分だった点の適切な追加説明と謝罪を優先すべきだったが、「犯人探し」に焦点をあてた。

中小零細事業者の保護と 国際的食品安全ルール確保の必要

都民に愛される築地を支えている事業者の多くは中小零細で突然の移転延期決定で大きな打撃を被っている。彼らは豊洲での経営の先行きに不安を持ち、可能なら現在地での商売継続を希望している。都が築地市場の伝統を尊重するならば、彼らの不安に対し生活と経済の適切な支援と説明を欠かすことはできない。

同時に厚生労働省が明言する次期通常国会での食品衛生法改正による国際的食品安全ルールHACCP導入がある。豊洲市場はHACCP導入を考慮した設計がされているが、築地市場を国際観光客相手の店舗として存続させると言うならば大規模な改修工事が必要となり都は責任をもち残留希望者に納得させねばならない。

社会問題におけるリスクコミュニケーションのありかた

「科学的な説明を丁寧にすれば済む」ということにならず、そこで生きている人々の生活、人生や思いが様々な影響を受ける可能性があり、新たな負担やリスクを考慮した方針と適切な説明と納得が求められる。

環境対策での関係者間の協力のあり方を示した1989年 National Research Council “Improving Risk Communication”を『リスクコミュニケーション前進への提言』として出版したが、社会的な意思決定は利害関係者全員の理解と信頼があって成り立ち「知る権利」の主体は政策実施関係者ではなく、リスクを負う人たちであり、行政・政治家、専門家は政策決定と実行において説明責任を果たし、共に適切な解決策を探ることが求められている

リスク・コミュニケーションにおける パラダイムシフトの必要

『福島第一原子力発電所事故被災者を主人公とする復興の在り方』と『豊洲市場移転に関わる食のリスクコミュニケーション』に共通のこと

リスクとはそれを被る人こそ本来の主人公であり、単なる情報の受け手ではない。コミュニケーションでは「科学情報のコミュニケーション」と「リスクのコミュニケーション」を混同しない！科学的な安全性は基礎的に重要だが、人々のリスク認知は「未知」、「恐怖」、「価値同等性」の心理面だけでなく、「生活や人生の見通し」、「共同体意識」、「自主選択の尊重」など幅広い要因により強く影響されていることに気づく必要あり。